

京都市依存症専門医療機関選定要綱

(趣旨)

第1条 本市における依存症に係る医療提供体制を整備するため、「依存症対策総合支援事業の実施について」(平成29年6月13日付け障発0613第2号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)の別紙「依存症対策総合支援事業実施要綱」及び「依存症専門医療機関及び依存症治療拠点機関の整備について」(平成29年6月13日付け障発0613第4号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知。以下「部長通知」という。)並びに京都府と京都市との「依存症専門医療機関及び依存症治療拠点機関の選定に関する協定書」(以下「協定書」という。)に基づき、依存症専門医療機関(以下「専門医療機関」という。)の選定について必要な事項を定める。

(選定に係る対象区域)

第2条 選定に係る対象区域は、協定書第2条に規定する区域とする。

(実施主体及び地域要件)

第3条 市長は、協定書第3条第2項に基づき、京都市域に所在する保険医療機関に係る専門医療機関の選定を行う。

2 協定書第3条第1項の規定に基づき京都府知事が選定した保険医療機関については、協定書第4条第1項の規定に基づき本市においても選定したものとして取扱う。

3 協定書第3条第1項の規定に基づき京都府知事が選定の取消しを行った保険医療機関については、協定書第4条第2項の規定に基づき本市においても選定の取消しをしたものとして取扱う。

(事前協議)

第4条 本市は、保険医療機関を専門医療機関として選定しようとするときは、京都府と事前協議を行う。

(申請手続き)

第5条 専門医療機関の選定を希望する保険医療機関の開設者(以下「申請者」という。)は、申請書(様式1)に、次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 精神保健指定医の証又は公益社団法人日本精神神経学会認定の精神科専門医登録証の写し
- (2) 部長通知別紙の「依存症専門医療機関及び依存症治療拠点機関選定基準」(以下「選定基準」という。)に定める各研修修了証の写し
- (3) その他市長が必要と認める書類

(選定の要件)

第6条 専門医療機関の要件は、選定基準のとおりとする。

(選定審査)

第7条 市長は、申請者から、第5条の規定に基づく申請書を受理したときは、当該申請の内容が選定基準を満たすものか速やかに審査を行う。

2 市長は、前項の審査において申請の内容が選定基準を満たすものであるときは、当該保険医療機関を専門医療機関として選定する。

3 市長は、申請書類に不備、不足等があったときは、申請者に対して必要な補正を求めることができる。

(選定の通知)

第8条 市長は、第7条第2項の規定により専門医療機関を選定したときは、申請者に対し、速やかに選定書(様式2)を交付する。

2 市長は、第7条第2項の規定により専門医療機関を選定したときは、京都府に対し、速やかにその旨を通知する。

(公表)

第9条 市長は、専門医療機関について、本市のホームページに掲載することによって公表するほか、積極的な周知に努める。

(選定内容の変更)

第10条 専門医療機関は、保険医療機関の名称、所在地の表示、診療科目、精神保健指定医又は公益社団法人日本精神神経学会認定の精神科専門医に変更があったときは、市長に対して速やかに変更届(様式3)を提出しなければならない。

2 市長は、前項の届出があったときは、京都府に対し、速やかにその旨を通知する。

(辞退届)

第11条 専門医療機関は、次の各号に該当するときは、市長に対し、速やかに辞退届(様式4)を提出しなければならない。

- (1) 第6条に規定する選定基準を満たさなくなったとき
- (2) 既に選定された依存症の種類について選定の取消しを希望するとき
- (3) 専門医療機関の選定の取消しを希望するとき

(確認)

第12条 市長は、専門医療機関が選定基準を満たしているか、適宜、確認を行うことがで

きる。

- 2 市長は、前項の確認のため必要があるときは、専門医療機関に対し、運営の状況その他必要な事項について報告又は資料の提出（以下「報告等」という。）を求めることができる。
- 3 専門医療機関は、市長から前項の求めがあったときは、これに協力することとする。

（選定の取消し）

- 第13条 市長は、第11条に規定する辞退届を受領したときは、当該専門医療機関の選定を取り消す。
- 2 前項の規定により専門医療機関の選定を取り消したときは、速やかに選定取消書（様式5-1）を交付する。
 - 3 市長は、第1項の規定により専門医療機関の選定の取消しを行ったときは、京都府に対し、速やかにその旨を通知する。

（職権による措置）

- 第14条 市長は、第12条による確認の結果、専門医療機関が選定基準を満たしていないと認めるときは、当該専門医療機関に対しその旨を通知する。
- 2 専門医療機関は、前項の通知を受けたときは、相当の期間内に選定基準を満たすよう必要な措置を採らなければならない。
 - 3 市長は、専門医療機関が前項の措置を採ることができないと認めるときは、第11条の規定にかかわらず、職権により当該専門医療機関の選定を取り消すことができる。
 - 4 第13条第2項及び第3項の規定は、前項により専門医療機関の選定を取り消した場合に準用する。この場合において、第13条第2項中「様式5-1」とあるのは「様式5-2」と読み替える。

（選定基準の改正時の取扱い）

- 第15条 選定基準の改正があったときは、市長は、専門医療機関に対し、速やかにその旨を通知する。
- 2 市長は、前項の通知をしたときは、第12条による確認を行うものとする。

（担当部署）

- 第16条 この要綱に基づく事務は、障害保健福祉推進室において行う。

附 則

この要綱は、平成30年3月26日から適用する。